

議案第38号

天理市ラブホテル建築等規制条例の一部改正について

天理市ラブホテル建築等規制条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

天理市ラブホテル建築等規制条例（昭和59年6月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項から第4項まで」を「第2条第2項及び第3項」に改める。

第4条第2号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」を「奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。